

# 意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

## 1. 基本的な考え方

現在、電気通信市場においては、メタルから光への移行が進んでいますが、こうした移行期においては、将来を見据えた上で、国民利便の確保や市場の活性化を図りながら、新しいサービスへの円滑な移行を促進していくことが重要です。

しかしながら、今回申請された実際費用方式に係る接続料は、需要の減少に応じたコスト削減がなされていないことを主たる要因として、全体的に上昇しており、平成24年度以降においても更なる上昇が想定されます。今後も現行制度のまま接続料の算定を続けた場合、国民利便の確保や市場の活性化に多大な影響を与える懸念があることから、レガシー系サービスに係る接続料については、算定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。また、接続料の算定方法見直しにあたっては、レガシー系サービスをいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか、その計画をNTT東・西は速やかに開示すべきです。

現状のレガシー系サービスの利用実態を的確に把握し、マイグレーションに伴う課題の最適な解決方法を国民全体で決定し、時間及びコストの面で最適化を図れるよう移行を進めていくことが、国民利益の最大化に向けて必要であると考えます。

## 2. 各項目に関する意見

### 【ドライカップ】

平成23年度の接続料は一時的に低減したものの、需要が減退期にあるドライカップ接続料が再度上昇する懸念は拭えません。光への移行が進展する中、接続料は引き続き上昇することが想定され、ユーザー料金の値上げや競争事業者の撤退が生じれば、結果として国民利便を損ねることとなるため、現行の算定方法の抜本的な見直しを図るべきです。

具体的には、総務省において、算定方法の見直しに向けた検討の場を立ち上げて頂く共に、NTT東・西に対して、接続料算定の見直しに資する情報の開示(例:メタルケーブル毎の芯線利用状況等)を求めるべきと考えます。

また、実績原価方式では、接続事業者からは確実にコスト回収が可能であることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが働く仕組みを導入し、より一層のコスト削減を図るべきと考えます。

### 【公衆電話】

ドライカップ同様、コスト削減がトラヒックの減少に追いついておらず、既にユーザー料金を上回っている接続料が今後も更に上昇していくことが想定され、料金値上げ等、国民負担の増加につながる懸念があります。

トラヒックが減少し続けている中、公衆電話機に係るコストのうち、大半を占めているのは電話ボックスに係る清掃料や料金回収コスト等の施設保全費であるため、当該費用の削減を図るべきと考えます。特に、清掃料等の外部委託しているコストについては、当該コストの適正性を外部から検証できるようにすべきと考えます。

また、第一種公衆電話はユニバーサルサービス基金の対象であり、補てんを受けることができるため、NTT東・西のコスト削減のインセンティブが働きづらいことから、上述のようなコストについて外部からの検証を早急に実施すべきです。

## 【専用線】

専用線についても、コスト削減が需要の減少に追いついておらず、今後も接続料の上昇傾向が続くことが想定されます。プライスキップの対象からは外れているものの、依然としてユーザーが専用線に頼らざるを得ないエリアも存在しています。この一方で、実績原価方式では競争事業者からのコスト回収が確実になされるため、効率化のインセンティブが必ずしも十分に機能しない懸念があることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減インセンティブが働く仕組みを導入し、更なるコスト削減を図るべきと考えます。

## 【光屋内配線工事費】

＜既設光屋内配線の転用ルールについて＞

既設光屋内配線について、転用ルールがあるにもかかわらず、エリアによって転用率に差がある状況は、既設光屋内配線が未だ効率的に利用されていないことを示しています。そのため、NTT東・西においては、ユーザー利便向上のため、早期にこの状態を改善し、工事費用の低減や工事時間の短縮を図るべく運用ルールの徹底をすべきと考えます。

＜NTT東日本における無派遣工事について＞

NTT東日本において、既設光コンセントを利用する場合、無派遣工事メニューを設定しているにもかかわらず、お客様毎の光コンセントの有無についての管理が徹底されていないため、実際に利用できないメニューになっている状況は、ユーザーの利便性の観点から問題であると考えます。早急に管理徹底を図り、利用可能な状態にし、ユーザーの利便性向上に寄与できるようにすべきと考えます。

＜NTT西日本における無派遣工事メニューの設定について＞

光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本における宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本も早期に導入すべきと考えます。

これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。

＜集合住宅における屋内配線工事費の設定について＞

集合住宅のユーザーに対しても選択肢の幅を広げ、利便の向上を図るため、集合住宅にも早期に転用ルールを導入すべきと考えます。

以上